

○山梨県警察職員宿舎自動車保管場所取扱要領の制定について

[令和 3 年 4 月 1 2 日]
[例規甲 (会施) 第 9 号]

山梨県警察職員宿舎自動車保管場所取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県宿舎管理規則（昭和 41 年山梨県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、警察本部長及びかいの長（警察署長）の管理する宿舎における自動車の保管場所について必要な事項を定めるものとする。

第 2 自動車の保管場所の要件

自動車の保管場所としての使用を承認できる宿舎は、次の要件を備えているものとし、これらを宿舎管理者が総合的に判断し、決定するものとする。

- (1) 宿舎の適正な維持管理に支障を来さないことが認められる宿舎であること。
- (2) 現状の緑地及び通路が確保できること。

第 3 自動車の保管場所の決定

宿舎管理者は、自動車の保管場所についての具体的な実態を把握するとともに、適正な区画数を決定した上で自動車の保管場所として承認できる宿舎を決定すること。

なお、1 世帯 1 台の自動車の保管場所が確保できない宿舎については、自動車の保管場所における使用者の選定方法（抽選、受付順その他の方法）等を管理人（管理人が選任されていない宿舎については、自治会長又は組長）と協議の上順次自動車の保管場所として承認できる宿舎を決定すること。また、自動車の保管場所として決定した宿舎については、別記様式により総務部長宛てに報告すること。

第 4 自動車の保管場所使用者の資格

- 1 県職員宿舎に入居している者又はその同居者であること。
- 2 自動車の保管場所の使用については、1 世帯 1 台を原則とする。ただし、駐車区画数が世帯数を超える宿舎については、第 2 の自動車の保管場所の要件を満たす範囲内で、その使用を承認することができるものとする。

第 5 自動車の保管場所の使用を承認できる「自動車」の範囲

自動車の保管場所の使用を承認できる自動車の範囲は、宿舎管理者が宿舎管理上支障がない範囲内において決定するものとする。

第 6 自動車の保管場所に係る事務処理

- 1 宿舎管理者は、自動車の保管場所の使用を必要とする者については、規則第11条の2第1項に定める自動車保管場所使用申請書(規則第4号様式の3)を提出させること。
- 2 宿舎管理者は、自動車の保管場所の使用を承認した場合には、規則第8条第2項に定める自動車保管場所台帳(規則第1号様式の2)を速やかに整備すること。
- 3 自動車保管場所使用申請書を提出する際、自動車登録番号が記載できない場合は、後日、宿舎管理者に報告させること。
- 4 自動車保管場所使用申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに規則第11条の2第6項に定める自動車保管場所使用変更届(規則第5号様式の2)を提出し、その旨を宿舎管理者に報告させること。

第7 入居料加算額の調整

規則第12条第4項の「知事が定める割合」については、次の表に掲げる割合とし、加算額は2,410円に次の割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。

区分	割合
警察本部に勤務する警察官	30%
警察署に勤務する警察官	60%
警察署に勤務する技術員(運転技術員に限る。)であって、職務の内容が警察官の職務内容に準ずるもの	60%
管理人に指定された者	15%

第8 自動車の保管場所に係る入居料加算額算定の基準日

新規で宿舎に入居した者の自動車の保管場所に係る入居料加算額算定の基準日は入居日とし、現在入居している者の自動車の保管場所に係る入居料加算額算定の基準日は自動車保管場所使用承認書を交付した日とする。

第9 保管場所の整備

宿舎管理者は、必要に応じ、白線引き、駐車区画番号等の整備を行うよう努めること。

第10 宿舎管理者の指導

宿舎管理者は、自動車の保管場所としての使用を承認している宿舎であって、使用承認者以外の車両を発見したときは、文書等をもって警告するなど早期に排除する措置を講ずるものとする。

別記様式 省略